

ID: 235

担当部署: 上下水道課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	八頭町農業集落排水施設条例 第14条		
例規番号	平成17年条例第150号		
<p>【根拠条文】 (使用料の軽減又は免除) 第14条 町長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を軽減し、又は免除することができる。</p> <p>【基準】 根拠条文及び八頭町農業集落排水施設条例施行規則第10条の規定による。 (使用料の減免申請) 第10条 条例第14条の規定による特別の理由とは、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 災害、盗難その他の事故が生じたため使用料を納付することが困難であると認められるとき。</p> <p>(2) 集落内世帯数が住民基本台帳の登録数10以下の集落公民館(集会所)。ただし、集落内1施設とする。</p> <p>(3) 施設入所(障がい者福祉施設、高齢者福祉施設)で、住所移転がされていない者の世帯。</p> <p>2 前項に該当する事由が発生し、使用料の軽減又は免除を受けようとする者は、農業集落排水施設使用料減免申請書(様式第7号)に必要な書類を添付して町長に申請しなければならない。</p> <p>3 町長は、前項の申請があったときは、適否を決定し、農業集落排水施設使用料減免決定通知書(様式第8号)により申請者に通知するものとする。</p> <p>4 前3項の規定により使用料の軽減又は免除を受けている者は、その理由が消滅した場合は直ちにその旨を届け出なければならない。</p> <p>5 軽減の額は、第1項第2号については基本使用料の2分の1以下とし、同項第3項については入所者1名につき世帯員割り1名分とする。</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	平成26年7月1日	最終変更年月日	年 月 日